

大和市庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

大和市長 大 木 哲

#### 大和市規則第15号

大和市庁舎管理規則の一部を改正する規則

大和市庁舎管理規則（昭和49年大和市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「別表」を「別表第1」に改める。

第7条第1項中「(第1号様式)」を削り、同条第2項中「(第2号様式)」を削り、同条第3項中「(第3号様式)」を削る。

第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

(様式)

第14条 この規則で使用する様式は、別表第2のとおりとし、その内容は別に定める。

別表本庁機関の庁舎の項中「大和市保健福祉センター」の次に「、大和市深見西一丁目2番17号の庁舎及び大和市深見西一丁目3番17号の庁舎」を加え、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

## 別表第2（第14条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	庁舎使用許可申請書	第7条
第2号様式	庁舎使用許可決定通知書	第7条
第3号様式	検印	第7条

第1号様式から第3号様式までを削る。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。